

北見市過疎地域自立促進市町村計画

平成28年度～令和2年度

北海道北見市

目 次

●計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 過疎地域の位置図	2

1. 基本的な事項

(1) 過疎地域の概況	3
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	3
① 自然	
② 歴史	
③ 社会・経済	
イ 過疎の状況	4
ウ 社会経済的発展の方向の概要	4
(2) 人口および産業の推移と動向	5
ア 人口の推移と動向	5
① 市の人口推移と動向（3地域を含む市全体）	
② 3地域の人口の推移と動向	
イ 産業の推移と動向	10
① 市の産業構造（3地域を含む市全体）	
② 3地域の産業の推移と動向	
(3) 行財政の状況	12
ア 行財政の状況	12
イ 施設整備水準等の現況	15
(4) 地域の振興発展の基本方針	17
(5) 計画期間	17
(6) 公共施設マネジメント基本計画との整合	18

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点	19
ア 農業	
イ 林業	
ウ 水産業	
エ 商業	
オ 工業	
カ 観光	
(2) その対策	21
ア 農業	
イ 林業	

ウ 水産業	
エ 商業	
オ 工業	
カ 観光	
(3) 計画	2 2
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	2 5
3. 交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進	
(1) 現況と問題点	2 5
ア 道路	
イ 交通確保対策	
ウ 電気通信施設および情報化	
エ 地域間交流	
(2) その対策	2 6
ア 道路	
イ 交通確保対策	
ウ 電気通信施設および情報化	
エ 地域間交流	
(3) 計画	2 7
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	3 1
4. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	3 1
ア 水道施設	
イ 下水道処理施設	
ウ 廃棄物処理施設	
エ 消防・救急施設	
オ 公営住宅	
カ その他関連施設	
(2) その対策	3 2
ア 水道施設	
イ 下水道処理施設	
ウ 廃棄物処理施設	
エ 消防・救急施設	
オ 公営住宅	
カ その他関連施設	
(3) 計画	3 3
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	3 6

5. 高齢者等の保健・福祉の向上および増進	
(1) 現況と問題点	37
ア 高齢者の福祉	
イ 児童福祉	
ウ 母子福祉	
エ その他の保健・福祉	
(2) その対策	38
ア 高齢者の保健・福祉	
イ 児童福祉	
ウ 母子福祉	
エ その他の保健・福祉	
(3) 計画	39
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	40
6. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画	40
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	40
7. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	41
ア 学校教育	
イ 社会教育	
ウ コミュニティ活動・スポーツ振興	
(2) その対策	41
ア 学校教育	
イ 社会教育	
ウ コミュニティ活動・スポーツ振興	
(3) 計画	42
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	44
8 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	46
(3) 計画	46
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	46

9 集落の整備

(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 8
(3) 計画	4 8
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合.....	4 8

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

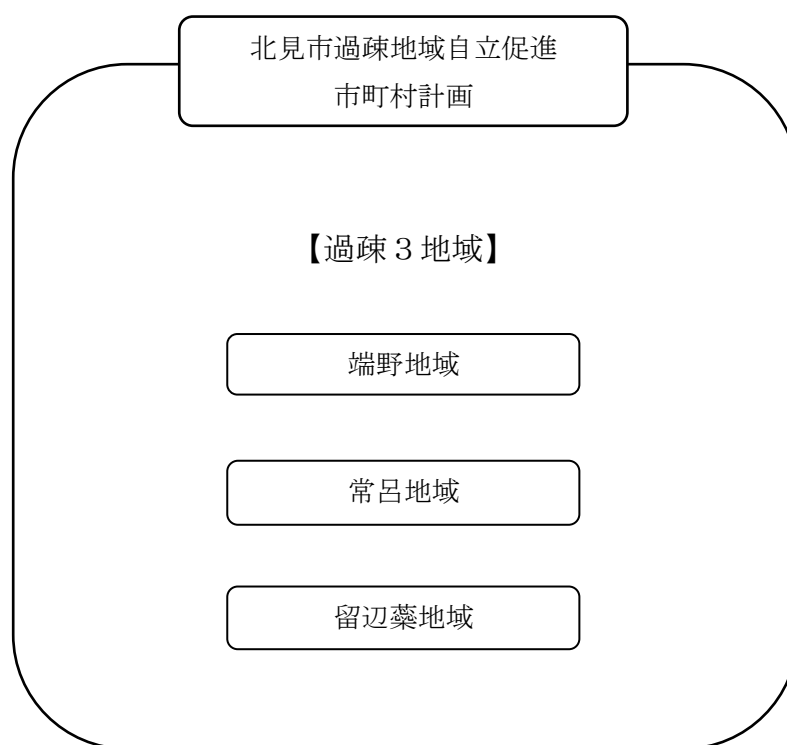
(1) 現況と問題点	4 8
(2) その対策	4 8
(3) 計画	4 9
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合.....	4 9

● 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）が平成24年の法改正により法期限が令和2年度まで延長されたことに伴い、引き続き過疎地域とみなされる、端野町、常呂町、留辺蘂町の3地域の振興発展の指針とするため、北見市総合計画および北海道過疎地域自立促進方針との整合を図りながら策定するものである。

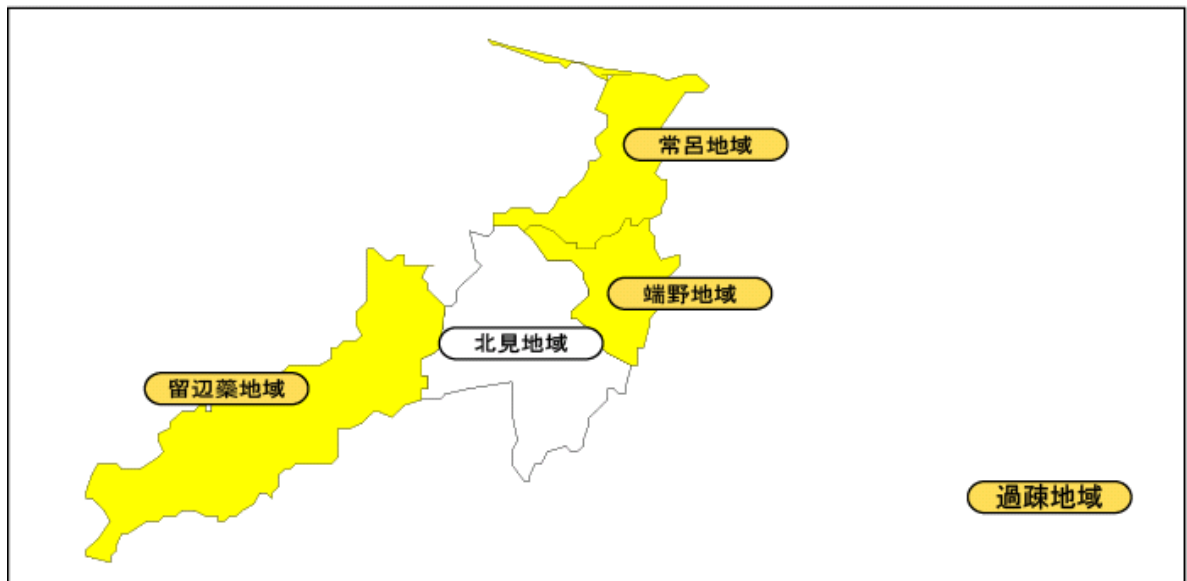
計画期間 平成28年度～令和2年度



(2) 過疎地域の位置図



北見市拡大図



1. 基本的な事項

(1) 過疎地域の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

端野地域・常呂地域・留辺蘂地域（以下、「3地域」という。）は、旧北見市をはさみ端野地域・常呂地域は北東に、留辺蘂地域は西に位置し、市域のうち、1,006.48 k㎡で70.5%を占めている。

① 自然

本市は流氷が訪れるオホーツク海や、大雪山国立公園に隣接する樹海、常呂川・無加川の河川、サロマ湖、ワッカ原生花園、さらには全国有数の長さを誇る日照時間など、自然条件に恵まれている。

気候は、降水量が少なく晴れた日が多い。夏期の最高気温は30℃を越える日もあるが、冬期の最低気温は-20℃以下になる日も多く寒暖の差が大きい。

② 歴史

・ 端野地域

本地域は、明治30年・31年に北方の防衛と北見の開拓を目的とした屯田兵が入地し、上・中・下野付牛屯田（相内・野付牛・端野）がそれぞれ置かれ、昭和36年9月1日の町制施行によって、「端野町」となった。平成18年3月5日に廃置分合により北見市・常呂町・留辺蘂町と新設合併した。

・ 常呂地域

本地域は、明治16年に常呂郡6カ村戸長役場が設けられ、明治30年の野付牛村、生顔常村の分離などを経て、大正4年二級町村制の施行により常呂村となった。また、昭和25年には町村制施行により「常呂町」となった。平成18年3月5日に廃置分合により北見市・端野町・留辺蘂町と新設合併した。

・ 留辺蘂地域

本地域は、明治16年に常呂郡6カ村戸長役場が設けられたのに合わせ、「生顔常村」と称されるようになり、明治30年に常呂郡6カ村戸長役場から分離した。大正4年には、一級町村制が施行され、「武華村」となり、大正10年の町制施行に伴い「留辺蘂町」となった。平成18年3月5日に廃置分合により北見市・端野町・常呂町と新設合併した。

③ 社会・経済

産業構造は、端野地域・常呂地域は第一次産業の比重が高く、特に、端野地域は農業、常呂地域は農・漁業が盛んで、留辺蘂地域は観光を含め第3次産業の比重が高く、地域経済を支えている。また、医療や買い物等、日常生活においては旧北見市との結びつきが極めて強い。

イ 過疎の状況

平成22年国勢調査における3地域の総人口は、17,057人で、昭和35年から連続して減少を続けており、昭和35年の人口38,484人と比較すると55.7%減少している。また、15歳～29歳の若年者比率にあつては10.1%で、人口に占める割合が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者比率は33.1%で、人口が減少しているなかにあつて、大きく増加傾向にある。

過疎化の主な要因としては、林産業の不振、事業所の閉鎖や官公署の統廃合、基幹産業である農業における離農者の増加のほか、雇用の場を求めて都市部へ転出する若者の増加が挙げられる。

これまでの過疎地域対策では、道路・下水道・簡易水道・公営住宅・消防・防災および地場産業や観光振興など、社会基盤や定住環境の整備に努め、一定の成果が上がっており、新計画においても、前計画から継続している基幹産業である農業や漁業の振興をはじめ、生活環境の整備や地域の特色ある資源、優位性を活用した魅力あるまちづくりなど、地域の振興発展のための諸施策の展開が必要となっている。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

幹線道路の整備とモータリゼーションの進展に伴い、通勤・通学・通院・買い物など、住民の日常生活圏が拡大し、産業・経済活動も広域化してきている。

今後は、地域が一体となって連携を強め、地域の特性や資源を生かした地場産業や観光の振興を図るとともに、「新・北海道総合計画」に位置づけられた「オホーツク連携地域の中核都市」にふさわしい活気のある都市を目指す。

(2) 人口および産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

①市の人口推移と動向（3地域を含む市全体）

本市の総人口は、平成22年国勢調査において125,689人、総世帯数56,012世帯となっている。

年齢別人口構成比は、年少人口（15歳未満）12.1%、生産年齢人口（15歳～64歳）62.2%、高齢者人口（65歳以上）25.4%となっており、年少人口の割合は昭和35年以降減少を続け、高齢者の割合は増加を続けている。

15歳から29歳までの人口は17,576人で、若年者比率は14.0%となっており、平成7年に微増したものの、以降は減少を続けている。また、高齢者比率は平成22年では25.4%と、全道の24.7%、全国の23.0%をやや上回っており、少子・高齢化が進んでいる状況にある。

②3地域の人口の推移と動向

国勢調査における地域全体の人口は、平成22年国勢調査において17,057人で、昭和35年の38,484人より一貫して減少が続き、50年間の減少率は約55.7%となっている。

年齢階層別の人口の推移では、15歳～29歳の若年者比率が10.1%と著しく低下しているのに対し、65歳以上の高齢者比率が33.1%と急速に高くなっており、年齢構成が大きく変化している。今後においても、少子高齢化の傾向は続くものと予想される。

人口の推移（国勢調査）

○3地域

（単位：人、%）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	38,484	34,860	△ 9.4	29,579	△15.1	26,662	△ 9.9
0歳～14歳	13,818	10,568	△23.5	7,614	△28.0	6,329	△16.9
15歳～64歳	23,008	22,564	△ 1.9	20,067	△11.1	18,043	△10.1
うち 15歳～29歳(a)	10,392	9,119	△12.2	7,192	△21.1	5,788	△19.5
65歳以上(b)	1,658	1,728	4.2	1,898	9.8	2,290	20.7
(a)／総数 若年者比率	27.0	26.2	—	24.3	—	21.7	—
(b)／総数 高齢者比率	4.3	5.0	—	6.4	—	8.6	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	25,314	△ 5.1	24,292	△ 4.0	22,478	△ 7.5	21,092	△ 6.2
0 歳～14 歳	5,142	△14.5	4,869	△10.0	3,914	△19.6	3,226	△17.6
15 歳～64 歳	17,237	△ 4.5	16,298	△ 5.4	14,927	△ 8.4	13,522	△ 9.4
うち 15 歳 ～29 歳(a)	4,896	△15.5	4,066	△17.0	3,535	△13.1	3,111	△12.0
65 歳以上 (b)	2,665	16.4	3,107	16.6	3,635	17.0	4,344	19.5
(a) / 総数 若年者比率	19.3	—	16.7	—	15.7	—	14.7	—
(b) / 総数 高齢者比率	10.5	—	12.8	—	16.2	—	20.6	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	20,285	△ 4.8	18,650	△ 7.1	17,057	△ 8.5
0 歳～14 歳	2,760	△14.4	2,306	△16.4	1,824	△20.9
15 歳～64 歳	12,325	△ 8.9	10,954	△11.1	9,578	△12.6
うち 15 歳 ～29 歳(a)	2,839	△ 8.7	2,167	△ 23.6	1,730	△20.2
65 歳以上 (b)	4,999	15.1	5,390	7.8	5,649	4.8
(a) / 総数 若年者比率	14.1	—	11.6	—	10.1	—
(b) / 総数 高齢者比率	24.9	—	28.9	—	33.1	—

○市全体

(単位：人、%)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	105,416	109,701	4.1	112,306	2.4	118,181	5.2
0 歳～14 歳	35,600	31,329	△12.0	28,454	△ 9.2	29,668	4.3
15 歳～64 歳	65,345	73,285	12.2	77,857	6.2	80,813	3.8
うち 15 歳 ～29 歳(a)	30,501	32,470	6.5	32,173	△ 0.9	30,182	△ 6.2
65 歳以上 (b)	4,471	5,087	13.8	5,995	17.8	7,659	27.8
(a)／総数 若年者比率	28.9	29.6	—	28.6	—	25.5	—
(b)／総数 高齢者比率	4.2	4.6	—	5.3	—	6.5	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	128,229	8.5	131,573	2.6	129,725	△ 7.5	131,544	1.4
0 歳～14 歳	30,458	2.7	29,121	△ 4.4	24,521	△19.6	21,431	△12.6
15 歳～64 歳	88,104	9.0	90,414	2.6	89,596	△ 8.4	91,100	1.7
うち 15 歳 ～29 歳(a)	29,684	△ 1.6	27,222	△ 8.3	26,286	△13.1	26,875	2.2
65 歳以上 (b)	9,667	26.2	12,019	24.3	14,758	17.0	18,984	28.6
(a)／総数 若年者比率	23.1	—	20.7	—	20.3	—	20.4	—
(b)／総数 高齢者比率	7.5	—	9.1	—	11.4	—	14.4	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	132,125	0.4	129,365	△ 2.1	125,689	△ 2.8
0 歳～14 歳	19,214	△ 10.3	17,248	△ 10.2	15,283	△ 11.4
15 歳～64 歳	89,207	△ 2.1	84,113	△ 5.7	78,202	△ 7.0
うち 15 歳 ～29 歳(a)	25,881	△ 3.7	21,356	△ 17.5	17,576	△ 17.7
65 歳以上 (b)	23,640	24.5	27,983	18.4	31,872	13.9
(a)／総数 若年者比率	19.6	—	16.5	—	14.0	—
(b)／総数 高齢者比率	17.9	—	21.6	—	25.4	—

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しない。

人口の推移（住民基本台帳）

○3地域

（単位：人、％）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	20,310	—	19,114	—	△ 5.9	17,614	—	△ 7.8
男	9,651	47.5	9,042	47.3	△ 6.3	8,325	47.3	△ 7.9
女	10,659	52.5	10,072	52.7	△ 5.5	9,289	52.7	△ 7.8

区 分		平成26年3月31日			平成27年3月31日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		16,020	—	△ 9.0	15,646	—	△ 2.3
男 (外国人住民除く)		7,559	47.2	△ 9.2	7,372	47.1	△ 2.5
女 (外国人住民除く)		8,461	52.8	△ 8.9	8,274	52.9	△ 2.2
男	男 (外国人住民)	10	19.6	—	11	22.9	10.0
女	女 (外国人住民)	41	80.4	—	37	77.1	△ 9.8

○市全体

（単位：人、％）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	130,942	—	128,664	—	△ 1.7	125,545	—	△ 2.4
男	63,269	48.3	61,771	48.0	△ 2.4	59,851	47.7	△ 3.1
女	67,673	51.7	66,893	52.0	△ 1.2	65,694	52.3	△ 1.8

区 分		平成26年3月31日			平成27年3月31日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		122,307	—	△ 2.6	121,000	—	△ 1.1
男 (外国人住民除く)		58,090	47.5	△ 2.9	57,433	47.5	△ 1.1
女 (外国人住民除く)		64,217	52.5	△ 2.2	63,567	52.5	△ 1.0
男	男 (外国人住民)	153	50.0	—	153	50.5	0
女	女 (外国人住民)	153	50.0	—	150	49.5	△ 2.0

イ 産業の推移と動向

①市の産業構造（3地域を含む市全体）

本市の平成22年国勢調査における産業別就業人口比率は、第一次産業7.1%、第二次産業17.6%、第三次産業68.8%となっている。

全国的な傾向と同様、第一次産業の就業人口比率は昭和35年以降一貫して減少を続けており、今後においても、この傾向は続いていくものと予想される。

②3地域の産業の推移と動向

国勢調査における3地域の平成22年の産業別就業人口は第一次産業就業人口比率では、27.3%となっており全国の4.2%に対し著しく高く、第二次産業就業人口比率は15.4%となっており、全国の25.2%よりも低い。また、第三次産業就業人口比率は54.4%と全国の70.6%よりも低く、第一次産業の比率が極めて高い就業構造となっているが、昭和35年から平成22年までの50年間の第一次産業就業者数の減少率は51.7%となっており、著しく減少している。

産業別人口の動向（国勢調査）

○3地域

（単位：人、%）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	18,132	16,986	△ 6.3	15,630	△ 8.0	13,897	△ 11.1
第一次産業 就業人口比率	56.5	47.5	—	41.3	—	35.8	—
第二次産業 就業人口比率	20.0	22.3	—	23.4	—	23.5	—
第三次産業 就業人口比率	23.5	30.2	—	35.3	—	40.5	—

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	13,403	△ 3.6	12,903	△ 3.7	11,953	△ 7.4	11,434	△ 4.3
第一次産業 就業人口比率	32.1	—	31.6	—	29.9	—	27.6	—
第二次産業 就業人口比率	25.0	—	24.0	—	24.3	—	22.8	—
第三次産業 就業人口比率	42.9	—	44.4	—	45.8	—	49.5	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年度	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	10,316	△ 9.8	9,378	△ 9.1	8,206	△12.5
第一次産業 就業人口比率	25.9	—	26.7	—	27.3	—
第二次産業 就業人口比率	20.4	—	17.7	—	15.4	—
第三次産業 就業人口比率	53.6	—	55.6	—	54.4	—

○市全体

(単位：人、%)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	47,783	51,227	7.2	55,337	8.0	56,351	1.8
第一次産業 就業人口比率	41.3	30.2	—	23.2	—	17.4	—
第二次産業 就業人口比率	19.3	21.8	—	22.9	—	25.0	—
第三次産業 就業人口比率	39.4	48.0	—	53.8	—	57.4	—

区 分	昭和 55 年		平成 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	61,933	9.9	63,611	2.7	63,767	0.2	67,079	5.2
第一次産業 就業人口比率	13.7	—	12.8	—	11.0	—	8.7	—
第二次産業 就業人口比率	26.1	—	23.8	—	24.5	—	24.7	—
第三次産業 就業人口比率	60.1	—	63.3	—	64.2	—	66.4	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年度	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	66,113	△ 1.4	61,051	△ 7.7	58,179	△ 4.7
第一次産業 就業人口比率	7.7	—	7.5	—	7.1	—
第二次産業 就業人口比率	24.2	—	19.9	—	17.6	—
第三次産業 就業人口比率	66.8	—	70.8	—	68.8	—

※総数に分類不能の数を含んでいるため、就業人口比率の合計は必ずしも 100%とならない。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の状況

本市の行財政状況は、歳入に当たっては、市税収入が税制改正などの影響により伸び悩み、歳出にあっては、高齢者・障がい者に対する扶助費などの社会保障関係経費の増嵩や公共施設の更新需要など、今後においても財政需要の拡大が続くことが見込まれている。また、多様化する市民ニーズや社会経済の変化に対する迅速な対応と、継続的で安定的な行政サービスを提供していくためにも、弾力的かつ健全な財政運営が必要不可欠である。このことから、「北見市行財政改革推進計画」の取り組み項目に基づく事務事業の見直しを実施するとともに、限られた財源を有効に活用するなど、今後も引き続き、持続的で安定的な財政運営を目指し、より一層の努力をしていかなければならない状況にある。

市町村財政の状況

○端野地域

(単位：千円、%)

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
歳入総額 A	4,938,839	4,310,130	3,952,721
一般財源	3,364,823	3,352,491	3,074,379
国庫支出金	351,795	177,355	267,482
都道府県支出金	177,893	175,657	149,253
地方債	476,600	567,300	419,200
うち過疎債	222,700	107,500	180,500
その他	567,728	30,349	42,407
歳出総額 B	4,918,786	4,303,152	3,946,839
義務的経費	2,049,592	1,917,166	1,877,850
投資的経費	1,167,075	769,082	638,238
うち普通建設事業	1,164,694	765,756	617,483
その他	1,702,119	1,616,904	813,268
(Bのうち過疎対策事業費)	1,445,117	698,135	266,707
歳入歳出差引額C(A-B)	20,053	6,978	5,882
翌年度へ繰越すべき財源D	2,571	6,500	3,629
実質収支 C-D	17,482	478	2,253
財政力指数	0.22	0.26	0.28
公債費負担比率	20.8	22.1	21.9
実質公債費比率	—	—	—
起債制限比率	7.9	9.9	10.6
経常収支比率	78.8	81.6	85.1
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	6,104,093	6,114,082	5,880,446

○常呂地域

(単位：千円、%)

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
歳入総額 A	4,935,795	4,340,585	3,905,842
一般財源	3,626,774	2,924,784	3,213,905
国庫支出金	281,577	123,454	182,325
都道府県支出金	134,242	232,995	146,458
地方債	361,800	495,400	314,100
うち過疎債	76,400	50,800	38,200
その他	531,402	545,952	49,054
歳出総額 B	4,850,737	4,252,521	3,824,694
義務的経費	1,864,740	1,804,717	1,741,727
投資的経費	924,944	609,916	442,593
うち普通建設事業	905,064	599,838	440,099
その他	2,061,053	1,837,888	1,640,374
(Bのうち過疎対策事業費)	834,425	146,228	114,927
歳入歳出差引額C(A-B)	85,058	88,064	81,148
翌年度へ繰越すべき財源D	0	1,838	0
実質収支 C-D	85,058	86,226	81,148
財政力指数	0.17	0.21	0.22
公債費負担比率	22.0	23.4	25.2
実質公債費比率	—	—	—
起債制限比率	12.2	11.3	11.9
経常収支比率	81.5	85.8	87.8
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	6,074,442	5,703,722	5,261,684

○留辺蘂地域

(単位：千円、%)

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
歳入総額 A	7,870,498	8,281,890	6,412,130
一般財源	5,091,196	4,520,437	4,327,755
国庫支出金	187,984	481,543	319,709
都道府県支出金	854,734	543,234	296,685
地方債	804,500	839,330	457,570
うち過疎債	520,900	179,530	128,870
その他	932,084	1,897,346	1,010,411
歳出総額 B	7,753,678	8,200,642	6,323,168
義務的経費	3,405,419	3,094,823	3,088,962
投資的経費	2,154,147	2,991,150	1,343,306
うち普通建設事業	2,154,147	2,977,216	1,335,771
その他	2,194,112	2,114,669	1,890,900
(Bのうち過疎対策事業費)	1,455,093	1,107,396	641,957
歳入歳出差引額 C (A-B)	116,820	81,248	88,962
翌年度へ繰越すべき財源 D	14,766	4,475	13,193
実質収支 C-D	102,054	76,773	75,769
財政力指数	0.19	0.21	0.22
公債費負担比率	22.1	23.7	25.0
実質公債費比率	—	—	—
起債制限比率	12.8	13.0	13.9
経常収支比率	82.5	82.3	89.0
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	8,056,783	10,676,355	10,135,801

○市全体

(単位：千円、%)

区 分	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	60,639,887	70,500,364	69,057,908
一般財源	36,225,645	39,690,485	40,331,748
国庫支出金	5,171,866	7,785,375	9,239,227
都道府県支出金	2,752,342	4,081,899	3,575,853
地方債	6,510,265	7,300,486	10,509,033
うち過疎債	347,200	380,900	1,792,700
その他	9,979,769	11,642,119	5,402,047
歳出総額 B	60,277,206	69,985,105	68,673,548
義務的経費	25,721,677	27,784,534	27,549,533
投資的経費	6,730,954	9,330,258	12,920,987
うち普通建設事業	6,725,485	8,216,736	12,900,618
その他	21,099,090	32,870,313	15,302,410
(Bのうち過疎対策事業費)	412,217	670,764	2,032,465
歳入歳出差引額 C (A-B)	362,681	515,259	384,360
翌年度へ繰越すべき財源 D	22,565	54,089	49,228
実質収支 C-D	340,116	461,170	335,132
財政力指数	0.48	0.46	0.45
公債費負担比率	22.5	20.8	19.5
実質公債費比率	14.8	14.7	13.4
起債制限比率	13.1	—	—
経常収支比率	91.1	89.8	90.2
将来負担比率	136.0	124.1	107.4
地方債現在高	85,215,445	83,304,521	87,493,475

イ 施設整備水準等の現況

本市の平成25年度末における公共施設等の整備状況は、道路の改良率64.7%、舗装率57.9%、水道普及率95.3%、水洗化率95.3%となっている。また、人口千人当たりの病床数は、17.8床である。

3地域においては、過疎地域の指定を受けてから住民の生活環境の向上のため公共施設の整備を計画的に進めており、主要公共施設の整備水準は上昇しているが、上水道供給エリア外の水質の悪化、水洗化率の低い地域の改善や小中学校校舎老朽化に伴う改修など、今後、更なる整備の推進が必要となっている。

3地域の小学校数

	小学校	中学校
端野地域	1校	1校
常呂地域	3校	1校
留辺蘂地域	3校	3校

主要公共施設等の整備状況

○3地域

区 分	平成20年度末	平成22年度末	平成25年度末
市道延長(m)	868,584	868,966	870,305
改良率(%)	48.7	48.8	49.0
舗装率(%)	40.6	40.7	41.1
耕地1ha当たり 農道延長(m)	0.2	0.2	0.2
林野1ha当たり 林道延長(m)	7.6	7.6	7.6
水道普及率(%)	93.7	94.8	94.2
水洗化率(%)	74.2	76.4	78.9
人口千人当たり病院・ 診療所の病床数(床)	18.6	18.2	19.5

○市全体

区 分	平成 20 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市道延長(m)	1,785,489	1,795,772	1,805,665
改良率(%)	63.7	64.2	64.7
舗装率(%)	56.6	57.1	57.9
耕地 1ha 当たり 農道延長(m)	0.3	0.6	0.6
林野 1ha 当たり 林道延長(m)	8.8	8.8	8.9
水道普及率(%)	95.7	95.1	95.3
水洗化率(%)	93.8	94.4	95.3
人口千人当たり病院・ 診療所の病床数(床)	19.1	19.1	17.8

(4) 地域の振興発展の基本方針

本市は、オホーツク圏の中核都市として都市基盤が整備され、政治・経済・教育・文化・医療などの総合的な都市機能が集中している北見地域と、穏やかな田園景観と都市的な利便性がほどよく調和している端野地域、自然景観・埋蔵文化財などの観光資源に恵まれ農業・漁業を主要産業とする常呂地域、農林業と温泉観光を主要産業としノーマライゼーション運動など福祉のまちづくりを進めている留辺蘂地域と、それぞれ個性豊かな活力あるまちづくりを進めている。

北見市総合計画（平成21年度から平成30年度）に掲げている市の将来像「ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市 ～安心な活力都市 北見～」を実現するため、6つの「まちづくりの基本目標」に沿った諸施策を効率的かつ効果的に推進していく。

【将来像】

ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市 ～安心な活力都市 北見～

【まちづくりの基本目標】

1. 自然と共生する安全・安心のまちづくり（環境・安全）
2. 豊かな心と文化を育てるまちづくり（教育・文化）
3. 支えあい、一人ひとりを大切にするまちづくり（健康・福祉）
4. 活力を生み出す産業振興のまちづくり（産業・観光）
5. 住む喜びを実感できる生活優先のまちづくり（都市・生活基盤）
6. 市民とつくる信頼と協働のまちづくり（地域・自治）

3地域は、これまでも「北見市過疎地域自立促進市町村計画」を策定し、産業の振興や交通通信体系の整備などの過疎対策を進めてきたが、依然として若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足など多くの課題を抱えている現状にある。

このことから、引き続き地域住民が安心して暮らすことができる魅力ある地域社会の実現に向け、「北見市過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～令和2年度）」を策定し、過疎対策を積極的に推進していく。

(5) 計画期間

計画の期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5箇年間とする。

(6) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本市は、平成18年に1市3町が合併したことにより全国4位となる行政面積をもつ自治体となった。旧市町ごとに使用していた庁舎や文化ホール等については、これまでも整備をすすめてきたが、その中には、目的が重複しているもの、市民ニーズの多様化や少子高齢化などの社会環境の変化によって利用率が低下しているものもある。

また、本市が保有する施設は、昭和50年代に整備されたものが多く、それ以前に整備されたものも含め、大規模改修や建て替えが今後一定期間に集中することが想定される。

少子高齢化が一層進む中、時代の変化に対応した持続可能な行政サービスを提供するためには、「公共施設の『量』から『質』への転換に向けた将来のあり方」を早期に検討する必要がある。

このことから、中長期的な視点のもと人口減少、少子高齢化に伴う社会情勢の変化に対応した公共施設のあり方を検討していくための基本的な考え方をまとめた、「北見市公共施設マネジメント基本計画」を平成28年3月に策定した。

公共施設マネジメント基本計画においては、改築の必要がある施設の複合化や多機能化を含む「最適配置」と、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減を目指す「予防保全」の2つの観点からマネジメントに取り組むことを基本としており、今後、個別の公共施設のあり方を具体的に検討した個別計画を策定することになるが、道路等のインフラ施設や公営住宅等の施設は、すでに改修計画や長寿命化計画が策定されていることから、それぞれの計画に基づき再整備を図っていくことを基本とする。

3地域においては、公共施設マネジメント基本方針や基本計画に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施していく。

【参考：公共施設（建築物）マネジメント基本方針】

基本方針1：施設の再編や複合化により、公共施設の総量を削減する。

人口減少や少子高齢化、市民のニーズやライフスタイルの変化に対応し、本来求められていた機能が時代に合わなくなった施設は整理統合して、施設の再編と圧縮を図り、「公共施設の『量』から『質』への転換」を目指す。

基本方針2：適切な改修・補修で、公共施設に係るコストを平準化する。

改修・更新（建替）に係る保全費用が公共施設の一生を通じて安価になるように、計画的・予防的な工事を行うとともに、公共施設の長寿命化を計画的に実施する。

基本方針3：安全・安心な公共施設を市民に提供する。

公共施設は、良質な市民サービスを提供する拠点であり、その本来の目的に沿った機能が常に確保されている必要がある。地震や風水害、雪害への備えを万全にして市民の安全を確保していく。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市は、大雪山の麓からオホーツク海沿岸までの東西約110kmと広範囲にわたる中、約22,000haに及ぶ耕地面積を有し、太陽と豊かな大地の恵みを受けて稲作や麦類、馬鈴薯、てん菜、豆類などの畑作と、たまねぎを中心とした野菜などの園芸作物の生産等に加え、酪農、肉用牛、養豚など畜産を含め多様な経営が行われている。

農業は3地域の基幹産業に位置付けられているが、総農家戸数は、平成22年端野地域が253戸、常呂地域が160戸、留辺蘂地域が136戸と平成2年に比べると、端野地域は約41%、常呂地域が約39%減少しており、留辺蘂地域にあっては約52%と大幅に減少している。農家戸数の減少による離農跡地は、経営面積規模の拡大により担い手農家への農地集積が進む一方で、減少傾向にあるものの生産性の低い農地が耕作放棄地となる傾向にある。

3地域の農業生産は、小麦・ビート・馬鈴薯・豆類の畑作物、たまねぎや高級菜豆を基幹としながら、地域の特性を生かしたペコロス・にんにく・白菜・レタス等の収益性の高い野菜の導入も進められているほか、端野地域では水稻が、留辺蘂地域では畜産も主要な位置にある。

今後は、優良農地の確保や収益性を高める農業基盤整備の促進、担い手の確保と育成、土壌改良による地力の維持増進、食品の安全・安心に配慮した低農薬・減化学肥料などの環境にやさしいクリーン農業の推進、農産物の付加価値を高め流通ルートを確立する総合的施策の推進、農村地域の生活環境の整備を推進する必要がある。

表2-(1) 総農家戸数

	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
端野地域	435	362	298	275	253
常呂地域	261	229	201	171	160
留辺蘂地域	286	236	200	153	136

資料：農林水産省「世界農林業センサス」「農業センサス」

イ 林業

3地域の森林が各地域の面積に占める割合は、平成25年度末常呂地域が13,989ha、端野地域が8,006haで約50%と半分であるのに対し、留辺蘂地域では49,507haで約87%を占め、古くから森林と共に発展してきた地域である。

しかし、林業を取りまく環境は厳しく、木材価格の低迷、森林所有者の高齢化や担い手不足などが課題となっており、このことが森林所有者の経営意欲の減退、林業経営者の減少をはじめ、高齢化や後継者不足、造林未済地の増加を招いている。

森林は、国土保全や水源かん養、豊かな海を育むことや自然環境の保全などの公益的機能を有している。また、自然とのふれあいやレクリエーション、スポーツ、教育の場として多面的な活用が期待されており、森林の持つ機能を生かした生活環境の整備が望まれている。

今後、林業の活性化を図るため、森林資源管理体制の強化、林業従事者の育成・確保、高性能林業機械の導入、林道・作業路網の整備促進や森林施業の低コスト化・効率化等が必要である。

ウ 水産業

常呂地域は、オホーツク海とサロマ湖に面しており、ホタテ漁業とサケ・マス定置網漁業を中心とした沿岸漁業などの水産業が基幹産業のひとつである。特に、ホタテ漁は増養殖技術の進歩と、外海での4輪採方式による計画的な漁獲により、昭和51年から飛躍的な水揚げの伸びを示し、常呂地域の漁業生産額の80%を占めるにいたっている。また、漁業生産者においては、いち早く共同経営体制を確立し、漁家経営の安定化を図ったことは、Uターン青年を含む漁業後継者の確保・育成へとつながっている。

漁業基地として常呂、栄浦、河口漁港では、それぞれ計画的に整備が行われている。主に、流通拠点である常呂漁港では、利用漁船の係留岸壁不足と大型化に伴い、安全航行と係留の確保をするため重点的に整備を図ってきたが、新たな販売需要の開拓、魚価の安定向上を目指して海外輸出への展開を進めるため、陸揚げから出荷に至る一連の工程で衛生管理の高度化を図る必要がある。

今後、高度な衛生管理が求められているEU等諸外国への輸出に向けた生産流通体系の整備を図るとともに、地域の漁業者が安心して作業できる漁業環境を整備し、「つくり育てる漁業」と「資源管理型漁業」の安定的発展、さらには、「魚場環境の保全」を促進し、環境と共生した水産業の発展を図る必要がある。

エ 商業

3地域の商業は、中小零細商業者を中心として、地域内の消費購買力に支えられながら発展してきたが、消費者ニーズの多様化、中核都市に大型店やロードサイド店舗が進出し、地域外へ購買力の流出が進んでいる。また、商店においても経営者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっており、旧来からの商店街や個人店は活力を失い、空洞化が進んでいる状況となっている。

商業の振興は、活力のあるまちづくりを進めていくうえでも必要不可欠であることから、経営基盤強化や販路拡大など、振興対策が必要である。

オ 工業

工業では、常呂地域が水産加工業、留辺蘂地域では林産加工業が主体となっている。

常呂地域は、恵まれた水産資源を利用した水産加工業が盛んであるが、従業員規模50人以下の小規模工場が多く、労働者の高齢化に起因する人手不足も深刻であることから、これらの企業の経営基盤の強化、経営体質の改善等が課題となっている。

また、留辺蘂地域は、木材・木製品などの地場資源を活用した林産加工業が大部分を占めている。本地域の企業の大半は規模が小さく、景気回復の遅れにより経営環境は厳しい状況が続いていることから、既存企業の振興を図るとともに、気候風土にあった地域資源活用型の林産業・工業の振興が課題である。このため、経済変化に適応し、既存中小企業の経営合理化、設備の近代化を積極的に進めるなどの地場産業の育成をはじめ、後継者の育成と生産力の向上に努め、経営基盤の強化と体質の改善を関係団体と連携を図りながら進めていかなければならない。

カ 観光

3地域は、大雪山からサロマ湖・オホーツク海へと雄大な自然と緑豊かな農村景観を有する観光資源の宝庫である。

端野地域は、緑豊かな農村景観を生かした学習・体験型体制の整備や文化・スポーツ・レクリエーション施設と連携した観光の促進、イベントの活性化が求められている。

常呂地域の観光の中心は、我が国第3位の面積を誇る「サロマ湖」の東岸に位置する「ワッカ原生花園」で、北海道遺産にも選定されている。しかし、ほとんどが夏季の通過型観光であるため、手工芸の館などの既存の体験型観光施設のほか、平成25年に建設された新カーリングホールと連動した通年・滞在型の観光商品の開発が必要となっている。

留辺蘂地域は、大雪観光圏と阿寒観光圏との中継地として発展してきた温根湯温泉を有しており、平成7年には観光振興の一連事業として「道の駅おんねゆ温泉」が誕生し、ハト時計「果夢林」・「果夢林の館」等の施設が整備された。また、温泉街の再生整備計画により、平成24年に「山の水族館」が道の駅に移転改築され、その人気により平成25年には年間約80万人の観光客が訪れている。今後は、観光客の入り込みが一過性とならないよう、山の水族館を軸に既存観光施設等と連動させた観光商品の開発が必要となっている。

(2) その対策

ア 農業

- ・ 環境と調和した資源循環型クリーン農業の確立
- ・ 収益性の高く多様でゆとりある農業経営の確立
- ・ 生産性・収益性の高い農業生産基盤の確立
- ・ 農業担い手の育成と確保
- ・ 活力と魅力ある農村づくり
- ・ 多面的機能の発揮

イ 林業

- ・ 豊かな森林づくりの推進
- ・ 林業経営基盤の強化
- ・ 林道基盤の整備

ウ 水産業

- ・ 水産資源環境の保全など、つくり育てる栽培漁業の推進
- ・ 漁業基盤整備等の推進
- ・ 安全で高品質水産物流通体制の整備及び付加価値の高い水産加工品製造の推進
- ・ 試験研究体制の強化

エ 商業

- ・ 中心市街地及び地域商店街の近代化と活性化の推進
- ・ 商工会議所及び他産業との連携強化
- ・ 地域密着型サービスの充実
- ・ 地元購買力の向上
- ・ 広域集客活動の推進
- ・ 消費者対策の充実

オ 工業

- ・ 林産業・工業の育成
- ・ 林産業・工業の振興
- ・ 産業クラスター等の支援
- ・ 地場産業等の振興

カ 観光

- ・ 観光地及び観光資源の環境整備
- ・ 観光客誘致事業の展開
- ・ 観光団体の育成
- ・ エコ・ミュージアム型観光及び体験型・通年型・滞在型観光の促進
- ・ 地域観光イベント等の推進
- ・ 周遊観光ルートの充実

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(1)基盤整備 農 業	畑地帯総合整備（担い手育成型）事業 { 端野上左岸地区、端野川向協和地区、 端野下右岸第2地区、常呂福山地区、 常呂第3土佐地区、常呂豊川地区 常呂岐阜地区、るべしべ地区	道	3地域
		中山間地域総合整備事業（農業生産基盤型） 端野豊北第2地区	道	端野
		経営体育成基盤整備事業 端野下左岸地区	道	端野
		かんがい排水事業 常呂地区	道	常呂
		松山牧場牧柵整備事業 ガード柵	市	留辺藪
		花園牧場捕獲施設整備事業 連動スタンション	市	留辺藪

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		農業競争力基盤強化特別対策事業 端野豊北第2地区、端野下右岸第2地区、端野上左岸地区、 常呂第2岐阜地区	道	端野 常呂
		高収益作物導入促進事業 端野川向協和地区	道	端野
		緊急排水ポンプ整備事業 常呂福山23号地区	道	常呂
	林業	林道橋りょう整備事業 林道橋りょう点検診断、機能保全工事等	市	留辺蘂
	水産業	トウフツ物揚場整備事業 物揚場、護岸整備	市	常呂
	(2)漁港施設	水産基盤整備事業(流通・機能保全) 外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設等	道	常呂
		常呂漁港衛生管理型漁港整備事業関連整備事業 荷捌き施設、製氷施設、トラックスケール等	民間	常呂
	(4)地場産業の振興 技能修得施設	女性就労者等就労環境支援事業 研修、宿泊施設	民間	常呂
	加工施設	端野町農業振興センター備品整備事業	市	端野
		ホタテ貝殻粒状化施設整備事業	民間	常呂
	(8)観光又はレクリ エーション	グリーンクアパーク整備事業 端野温泉ポンプ交換等	市	端野
		道の駅おんねゆ温泉整備事業 果夢林施設改修、トイレ洋式化等	市	留辺蘂
		八方台スキー場設備更新事業 人工降雪機疎水ポンプ、圧雪車等更新	市	留辺蘂

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		サロマ湖ワッカネイチャーセンター整備事業 支柱改修等	市	常呂
		八方台森林公園整備事業 パークゴルフ場架橋改修等	市	留辺藪
		山の水族館整備事業 展示水槽更新等	市	留辺藪
		常呂町森林公園整備事業 パークゴルフ場芝刈り機更新	市	常呂
		常呂町中央駐車場施設等整備事業 多目的休憩施設等整備	市	常呂
	(9)過疎地域自立促進特別事業	多面的機能支払交付金事業 水路、農道、法面等、農業を支える共用の設備を維持管理し、共同作業により地域の営農を推進する	民間	3地域
		地域まつり・イベント事業 地域資源を活用したまつりやイベントを行い観光及び地域活性化を図る	民間	3地域
		観光物産振興団体等補助事業 地域資源を活用した観光や物産等の振興を図る	民間	3地域
		商業活性化推進事業 商業の振興や活性化の推進を図る	民間	3地域
		市営牧場維持管理事業 畜産農家の飼料基盤の補完、労働力軽減等経営の効率化及びゆとりある経営を図る	市	留辺藪
		鳥獣駆除等事業 鳥獣等を駆除及び侵入防止対策を行い農作物被害の防止を図る	市	3地域

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		森林整備推進対策事業 森林所有者の林業経営の安定化や適切な森林整備の推進を図る 農業競争力基盤強化特別対策事業 道営農業農村整備事業に係る農家負担額を軽減し、生産基盤整備を促進する (端野上左岸地区、端野下左岸地区、 端野川向協和地区、端野下右岸第2地区、 常呂豊川地区、常呂福山地区、 常呂第3土佐地区、るべしべ地区)	民間 道	3地域 3地域

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

3. 交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路

3地域には、道央につながる国道39号やオホーツク地域を縦断する国道238号など、国道4路線と道道17路線がある。国道及び道道は、すべて舗装されているものの、地域と地域を結ぶ道道には、改良年次が古く幅員も狭いため危険な箇所や歩道が設置されていない箇所があり、改良整備が急がれている。

また、市道については、3地域合わせると改良率が約65%、舗装率が約58%（平成27年3月31日現在）という低い状況にあり、今後も計画的な整備が必要となっている。

イ 交通確保対策

3地域においては、路線バスと鉄道の公共交通機関が、地域間の通勤・通学・通院や大都市への移動など重要な役割を果たしている。特に高齢化が進む近年は必要不可欠な状況である。しかし、人口の減少や自家用車の普及など乗客の減少が続いているのも実態である。

今後は、乗客の多様なニーズに応えるなど関係機関と連携し、生活路線の確保を図るとともに、地域住民の日常的な移動のための地域交通の確保やデマンドバスなどの整備が必要となっている。

ウ 電気通信施設および情報化

近年の情報化社会の進展はめざましく、市民のニーズは一層多様化、高度化し、幅広い分野において多種多様な情報が求められている。そのためには、民間事業者とも連携しながら情報通信基盤の整備を促進し、高度情報化に対応する環境整備を図っていく必要がある。

また、災害時における情報収集、伝達体制の確立を図るための防災行政無線などの施設整備のほか、地上デジタル放送移行により難視聴地域があることから、解消対策も必要となっている。

エ 地域間交流

3地域がこれまで積み上げてきた他の自治体等との各種連携・交流事業を促進し、郷土への愛着を深める取組を引き続き推進していく必要がある。

また、市民団体等による地域間交流や東京などの都市部に住む地域出身者を通じた交流を深め、地域のさらなる活性化を図る取組を推進していく。

(2) その対策

ア 道路

- ・ 道道・市道の整備促進
- ・ 地域内生活道路の改良・舗装整備
- ・ 交通安全対策の推進

イ 交通確保対策

- ・ 路線バスの維持対策
- ・ 利便性の高い地域交通対策
- ・ 除雪車両整備

ウ 電気通信施設および情報化

- ・ 防災行政無線の整備・活用
- ・ 高度情報化の促進

エ 地域間交流

- ・ 交流機会を拡充するための地域間交流事業の推進

(3) 計画

自立促進施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の 整備、情報化及び地 域間交流の促進	(1) 市町村道 道 路	端野町 1 2 号線歩道設置事業 歩道設置 L=800m W=1@2.5m 踏切改良	市	端 野
		端野町 1 5 号線歩道設置事業 歩道設置 L=55m W=1@2.0m	市	端 野
		端野町 1 6 2 号線改良舗装事業 改良 L=130m W=5.5m(8.0m)+2@1.25m 舗装 L=130m W=5.5m(8.0m)+2@1.25m	市	端 野
		端野町 1 6 3 号線歩道設置事業 歩道設置 L=680m W=2@2.5m	市	端 野
		端野町 2 0 1 ・ 2 6 5 号線改良舗装事業 改良 L=470m W=5.5m+歩道 2@1.25m 舗装 L=470m W=5.5m+歩道 2@1.25m	市	端 野
		端野町 2 2 7 号線改良舗装事業 改良 L=120m W=5.5m+歩道 2@1.25m 舗装 L=120m W=5.5m+歩道 2@1.25m	市	端 野
		端野町 2 5 4 号線改良舗装事業 改良 L=200m W=5.5m+歩道 2@1.25m 舗装 L 200m W=5.5m+歩道 2@1.25m	市	端 野
		端野町 1 3 2 号線歩道設置事業 歩道設置 L=330m W=1@2.5m	市	端 野
		端野町 1 8 号線改良舗装事業 改良 L=300m W=5.5 (8.0) m 側溝整備 L=300m 舗装 L=300m W=5.5 (8.0) m	市	端 野
		端野町 1 2 6 号線改良舗装事業 改良 L=3,300m W=5.5 (6.5) m 舗装 L=3,300m W=5.5 (6.5) m	市	端 野

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
		端野町 1 3 号線歩道設置事業 歩道設置 L=200m W=1@2.0m	市	端 野
		端野町 1 9 4 号線改良舗装事業 改良 L=2,400m W=5.0 (6.5) m 舗装 L=2,400m W=5.0 (6.5) m	市	端 野
		端野町 2 6 3 号線改良舗装事業 改良 L=48m W=5.0m+2@0.5m 舗装 L=48m W=5.0m+2@0.5m	市	端 野
		端野町 2 8 9 号線改良舗装事業 改良 L=250m W=5.0m+歩道 2@0.5m 舗装 L=250m W=5.0m+歩道 2@0.5m	市	端 野
		端野町 1 0 号線改良舗装事業 改良 L=600m W=5.5m (8.0m) 舗装 L=600m W=5.5m (8.0m)	市	端 野
		市道オーバーレイ舗装整備事業	市	3 地域
		栄浦地区道路整備事業 改良工事 L=400m 舗装工事 L=400m	市	常 呂
		常呂町北進町 3 号線道路整備事業 改良工事 L=112m 舗装工事 L=112m	市	常 呂
		常呂町南町 1 号線道路整備事業 改良工事 L=127m 舗装工事 L=127m	市	常 呂
		常呂町 3 号線道路整備事業 改良工事 L=1,200m 舗装工事 L=1,200m	市	常 呂
		常呂町基線道路整備事業 改良工事 L=1,700m 舗装工事 L=1,700m	市	常 呂
		常呂町南 1 条線道路整備事業 改良工事 L=117m 舗装工事 L=117m	市	常 呂

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
		留辺蘂町留辺蘂訓子府線改良舗装事業 L=421m W=7.27m	市	留辺蘂
		留辺蘂町営林署南通り改良舗装事業 L=180m W=7.27m	市	留辺蘂
		留辺蘂町堤通り改良舗装事業 L=125m W=8.0m	市	留辺蘂
		留辺蘂町旭西1号・2号・3号通り改良舗装事業 L=370m W=8.0m	市	留辺蘂
		留辺蘂町旭西4号通り改良舗装事業 L=181m W=7.27m	市	留辺蘂
		留辺蘂町国体通り道路整備事業 L=864.5m W=3.5m 歩道改築	市	留辺蘂
		留辺蘂町市道二次改築事業 5路線 L=1,650m	市	留辺蘂
		留辺蘂町あさひ保育所2号・東通り、林団地1号通り 改良舗装事業 L=400m W=7.27m	市	留辺蘂
	その他	河川改修事業 改修・補修延長 L=1,500m	市	端野
	(2)農道	道営農道整備事業(農道保全) 基幹農道保全 端野二区三区(L=4,500m W=11.0m) 一般農道保全 端野一区(L=1,600m W=7.2~8.5m) 一般農道保全 端野協和(L=3,800m W=8.0m) 一般農道保全 常呂富丘15号(L=4,378m W=5.5~8.0m)	道	端野 常呂
	(6)電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線 施設	防災行政無線整備事業 無線統合及びデジタル化	市	3地域

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	テレビジョン放送等 難視聴解消のための 施設	辺地共聴施設整備事業	民間	3地域
	(9)道路整備機械等	除雪機械整備事業 除雪グレーダー 2台、除雪小型ロータリー 1台、 除雪トラック 2台	市	端野 常呂
	(11)過疎地域自立促 進特別事業	地籍成果修正事業（計画修正面積A=125.74ha） 前回の地籍調査から相当の年数が経過している地籍 成果を修正し、境界問題の是正を図る	市	端野
		姉妹都市等交流事業 地域間交流を行い友好親善を深めるとともに、交流 を通じて地域の活性化を図る	民間	端野 常呂
		地方バス路線維持対策事業 生活バス路線の確保・維持することにより住民が安心 して暮らせるまちづくりを推進する	民間	3地域
		ふるさと会事業 各地域のふるさと会等との交流により地域の活性化 を図る	市	3地域
		交通安全思想普及事業 交通安全に対する思想普及を推進し、交通事故のない まちづくり活動を推進する	市	3地域
		高齢者・障がい者バス料金助成事業 高齢者や障がい者の自立と社会生活の拡大を支援す るため、路線バスを乗車できるバス乗車証を発行し、 安心して暮らせるまちづくりを推進する	市	3地域

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

3地域の水道施設は、上水道と簡易水道であり、平成25年度末の平均普及率は94.2%で飲料水の安定供給が図られている。

しかし、近年は水量の確保と良質な水の供給面できめ細かな管理が求められており、このため、水源地の取水施設、水道施設の心臓である浄水施設と配水管等、水道供給施設の計画的な整備・更新が必要である。特に常呂地域と留辺蘂地域では、簡易水道事業として老朽既設管の改良、浄水場の改築更新などが大きな課題となっている。また、道路改良整備や下水道事業及び河川改修に伴う配水管敷設替などへの対応も必要である。

イ 下水道処理施設

3地域の下水道は、快適な住環境の確保や公共水域の水質保全を図るため、それぞれ公共下水道事業を進めている。平成25年度末の水洗化人口普及率は、端野地域が86%、常呂地域においては69%、また、留辺蘂地域では77%となっている。

下水道は、浸水の防止・汚染の排除・トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、河川や海・湖等の公共水域の水質保全を図るため、生活排水の適切な処理施設の整備を進めていくことが求められている。

また、市街地の特定環境保全公共下水道事業を主体とした整備を推進するとともに、住宅が散在している下水道等の集合処理施設の整備が困難な地域においては、合併処理浄化槽の普及促進を一層進める必要がある。

ウ 廃棄物処理施設

3地域のごみ処理は、分別収集、資源ごみ収集品目の拡大やごみ処理の有料化等に取り組み、減量化が進んでいる。今後は、さらなる減量化とリサイクルを推進するため、処理施設設備の適切な整備が必要である。

また、し尿処理については、端野・留辺蘂地域では、「北見地区スクラムMICS事業」に取り組み、し尿・浄化槽汚泥前処理施設及び郊外投入施設の整備を進めてきており、常呂地域は、自給肥料供給センターを設置し、常呂地域全域から出るし尿を処理し、液体肥料として再利用を図っている。

エ 消防・救急施設

3地域の消防体制は、住民の生命・財産を災害や火災などから守り、生活の安全を確保するため、訓子府町・置戸町とともに1市2町からなる北見地区消防組合を組織し、広域的に取り組んでいる。

今後、高齢社会の進展とともに出動件数が増加する救急業務について、救急救命士の知識・技術の向上と高規格救急自動車等救急機材の整備など救急体制の高度化と充実強化を図るとともに、消防団においても、消防機械・装備施設の近代化と消防力の充実、水利などの基礎的な消防施設の整備を図っていく必要がある。

オ 公営住宅

民間賃貸住宅の少ない3地域にとって、公営住宅は重要な役割を担っており、高齢化や子育て支援など、多様な住宅需要に対応した住宅セーフティネットとしての公営住宅の整備が求められている。これまでも、北見市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽・狭小で断熱性能や設備水準の低い住宅の整備を計画的に進めてきたが、老朽ストックは増加している。

今後も、建替、改善、維持管理等を計画的に進め、良好な公営住宅ストックの形成を図る必要がある。

カ その他関連施設

常呂地域と留辺蘂地域では、墓地や葬斎場・火葬場の施設整備を図ってきたが、老朽化してきており、今後も計画的な維持補修等の施設整備が必要である。

(2) その対策

ア 水道施設

- ・ 水源・水質の環境保持
- ・ 浄水場、配水管等の水道供給施設の整備

イ 下水道処理施設

- ・ 公共下水道事業の整備推進
- ・ 終末処理場・汚水管渠・雨水管渠など公共下水道施設の整備
- ・ 水洗化の普及促進
- ・ 合併処理浄化槽の普及促進

ウ 廃棄物処理施設

- ・ ごみ収集体制の充実
- ・ ごみ処理施設の整備と広域化
- ・ ごみの減量化と再利用の推進
- ・ 産業廃棄物の適正処理の促進
- ・ し尿処理施設の整備

エ 消防・救急施設

- ・ 消防組織体制の充実
- ・ 消防車・消防施設、装備の充実と近代化
- ・ 火災予防の推進
- ・ 高規格自動車の更新、救急救命士の養成・採用等の救急体制の強化

オ 公営住宅

- ・ 公営住宅等長寿命化計画による計画的な建替・改善
- ・ 公営住宅の適切な維持管理

カ その他関連施設

- ・ 葬斎場施設の整備と管理運営の充実
- ・ 共同墓地の拡充と環境整備
- ・ 公園及び公園内公共施設の整備と緑化
- ・ みどりのネットワークと緑化思想の普及
- ・ 河川環境の整備
- ・ 自然環境の保全と調和
- ・ 防災・防犯対策、交通安全等、安全・安心の暮らしの確保

(3) 計画

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	浄水場施設整備事業（金華）	市	留辺藁
		送配水施設整備事業	市	端野 留辺藁
	簡易水道	取水・導水施設整備事業（吉野）	市	常呂
		浄水場施設整備事業	市	留辺藁
		送配水施設更新事業	市	常呂 留辺藁
		協和地区統合簡易水道事業	市	端野
		畑地帯総合整備（担い手育成型）事業（るべしべ地区）	市	留辺藁

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	浄水器設置整備事業	市	端野
		末端給水単独工事（松山配水池系統） 末端給水設備：管路 2,602m、給水栓 13 箇所	市	留辺蘂
	(2)下水道処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業 污水管渠、雨水管渠、終末処理施設の整備	市	端野 常呂
		公共下水道事業 污水管渠、雨水管渠、終末処理施設の整備	市	留辺蘂
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	端野町一般廃棄物処理場浸出水処理施設機器整備事業 浸出水処理施設機器交換（ポンプ、攪拌機等）	市	端野
		常呂町一般廃棄物処理センター整備事業 污水处理施設改修	市	常呂
	し尿処理施設	合併処理浄化槽設置整備事業	市	3地域
	(4)火葬場施設	斎場施設改修事業	市	常呂
	(5)消防施設	消防署留辺蘂支署移転改築整備事業	市	留辺蘂
		通信指令システム更新整備事業	市	留辺蘂
		高規格救急自動車	市	端野 常呂
		消防ポンプ自動車（CD-Ⅰ型）	市	端野
		大型水槽車（Ⅱ型）	市	端野
		積載車	市	端野
		指揮車	市	端野

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(6)公営住宅	災害防除車	市	端野
		防火水槽新設	市	3地域
		水槽付消防ポンプ自動車	市	常呂 留辺藪
		広報車	市	常呂 留辺藪
		消防ポンプ自動車 (CD-II型)	市	留辺藪
		機材車	市	留辺藪
		サイレン吹鳴装置整備事業	市	常呂
		消火栓整備事業	市	3地域
		市営住宅建替事業 (親交団地)	市	端野
		市営住宅改善事業 (東陽団地)	市	端野
		市営住宅改善事業 (中央団地)	市	端野
		市営住宅建替事業 (末広団地)	市	常呂
		市営住宅建替事業 (北進町団地)	市	常呂
		市営住宅改善事業 (南町団地)	市	常呂
		市営住宅建替事業 (東町地区団地)	市	留辺藪
		市営住宅建替事業 (公園団地)	市	留辺藪
	市営住宅改善事業 (公園団地)	市	留辺藪	
	市営住宅改善事業 (上町団地)	市	留辺藪	

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
	(7) 過疎地域自立促 進特別事業	特定公共賃貸住宅改善事業（宮下団地）	市	留辺蘂
		市営住宅改善事業（旭南団地）	市	留辺蘂
		環境美化推進事業 緑や花のまちづくりを推進するとともに、 快適な住環境の整備を図る	民間	3 地域
		防犯対策推進事業 防犯対策を推進し、犯罪のない安心して暮らせるまち づくりを推進する	市	3 地域
		公共施設等老朽化対策事業 安全安心な住民生活を確保及び景観保全のため、 老朽化した公共施設等の解体撤去や 灯油漏えい対策等の所要の修繕を行い、 安全に暮らせる地域社会の推進を図る	市	3 地域
		そ族昆虫駆除事業 そ族昆虫等を駆除し快適なまちづくりを推進する	市	3 地域
		堆肥センター事業 生ごみを堆肥化することにより、環境に配慮したごみ の減量化を図る	市	留辺蘂
	(8) その他	墓地区画整備事業	市	常 呂

（４）公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

5. 高齢者等の保健・福祉の向上および増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者の福祉

3地域における高齢人口比率は、平成22年国勢調査では端野地域が28.4%、常呂地域が31.1%、留辺蘂地域が37.6%と、いずれも全道の24.7%を上回っており、1人暮らし世帯や介護を必要とする高齢者が増加している状況にある。

今日においても、この傾向は一層強まっており、3地域とも高齢社会から超高齢社会に突入している。

こうした実態を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護施設等の整備や介護予防施策、認知症施策、医療と介護の連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどが一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図ることが求められている。

イ 児童福祉

少子化社会が大きな課題となっている中、3地域においても出生率の低下や核家族化の進行などに伴い少子化が急速に進み、それに伴う社会の活力の低下が懸念されている。

各地域では、核家族化で子育てに不安の抱える母親同志が悩みを共有し、親子で交流する子育てグループ・サークル等が組織化されてきている一方で、子育て支援センターや学童保育・放課後児童クラブ等を希望する声も多く、設置及び拡充が求められている。

今後、健康で明るい保育環境や子育ての負担の軽減を図るため、老朽化した保育所の整備や地域の実情にあわせた統合も視野に入れた施設整備と保育サービスの充実を図る必要がある。

ウ 母子福祉

近年、離婚等による母子世帯は増加の傾向にあり、多くは不安定な就労におかれ、経済的に恵まれない状況にある。経済負担の軽減を図るため医療費の助成や住宅対策などを講じてきたが、自立を図るための相談や指導・助言などを行う体制の充実や母子会等の組織の充実など、きめ細かな施策が求められている。

エ その他の保健・福祉

3地域では、住民の健康増進のために各種検診、健康教室、健康相談、家庭訪問や健康診断など、きめ細かな保健活動を実施している。今後は、疾病の発病予防から再発予防、重症化予防に努めるとともに、他の関係機関との連携を図りながら保健指導や健康教育の充実を図る必要がある。

また、留辺蘂地域では、知的障がい者等を支援する施設が2施設と共同生活を援助する施設(GH)が9施設あり、社会福祉法人によって指導訓練・支援が実施されているが、内容の充実と就労の場の確保が課題となっている。また、早くからノーマライゼーションの理念に基づいた住民主体の活動が展開されてきており、この活動を広げ、住民一人ひとりが思いやりと助け合いの心を醸成していくことが求められている。

(2) その対策

ア 高齢者の保健・福祉

- ・ 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設の整備
- ・ 介護予防と健康づくり、社会参加の促進
- ・ 医療と介護の連携推進のための環境整備
- ・ 生活支援サービスの充実など、地域で支えあう体制づくりの推進
- ・ 認知症についての普及啓発と相談、徘徊時の支援体制の充実
- ・ 成年後見制度の普及啓発など、高齢者の権利擁護の推進
- ・ 高齢期になっても住み続けることができる住まいの整備とバリアフリーの促進
- ・ 低所得者等への介護保険料、介護サービス利用料の軽減

イ 児童福祉

- ・ 低年齢保育の拡充と保育所の統合を含む改修整備
- ・ 児童館や児童公園など児童福祉施設の整備充実
- ・ 子育て支援団体の育成と子育て支援センターの設置など子育て環境の改善整備

ウ 母子福祉

- ・ 自立を促進する相談・指導体制の強化
- ・ 医療費助成の拡充など援護体制の強化
- ・ 健康診断・保健指導などきめ細かな母子保健の充実

エ その他の保健・福祉

- ・ 障がい者の社会参加や障がい児の療育促進など障がい者福祉の充実
- ・ ノーマライゼーションの推進と地域福祉推進体制の強化
- ・ 福祉バスや高齢者送迎用バスなどの更新購入

(3) 計画

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保健 及び福祉の向上及 び増進	(1)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉セン ター	温根湯温泉福祉センター改修事業 屋上防水・放送設備	市	留辺薬
		大和ノーマルセンター改修事業 外壁塗装	市	留辺薬
		はあとふるプラザ整備事業 身障者用駐車場設置工事	市	留辺薬
	老人ホーム	特別養護老人ホーム整備事業	民間	常呂
	(3)児童福祉施設 児童館	留辺薬児童館改築事業 建設工事等	市	留辺薬
	(4)認定こども園	常呂保育園改築事業 建設工事等	市	常呂
	(8)過疎地域自立促 進特別事業	福祉バス運行事業 教養と文化の向上、社会参加・健康の促進を図るため 福祉バスを運行し、高齢者などの活動範囲を拡充し福 祉向上を図る	市	3地域
		ノーマライゼーションエリア推進委員会補助事業 誰もが同じように安心して生活ができる社会を目指 し共に助け合う地域福祉活動を支援する	民間	留辺薬
		いきいきふれあいの集い補助事業 在宅高齢者の交流機会拡充を図り健康相談や交流な どを通じ、社会参加や健康増進を推進する	民間	留辺薬
	(9)その他	身体障がい者移送サービス車購入	市	常呂
福祉バス購入		市	端野	

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点

3地域における医療機関は、民間の病院・診療所が9か所あり、地域住民の健康管理や地域医療に重要な役割を果たしている。

しかしながら、各地域の医療機関の経営規模は小さいところが多く、診療科目や病床数も限られていることから、高度な医療については、北見地域に大きく依存している。

このような状況から、3地域の医療体制の充実と、救急医療体制の確立が求められている。

(2) その対策

- ・ 地域医療の充実
- ・ 救急医療体制の充実

(3) 計画

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の確保	(1)診療施設 病院	常呂厚生病院医療機器等整備事業	民間	常 呂

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

3地域では、学校・家庭・地域が密接な連携を図りながら、教育機能を十分発揮し、次代を担う人材の健全育成に取り組む環境づくりに努めてきたが、少子化の急速な進行に伴い児童生徒数が減少し、学校の統廃合が進められてきた。

今後においては、教育環境の向上に配慮し、地域実情や校舎の老朽度等を勘案しながら、施設等を計画的に整備することが必要である。

イ 社会教育

3地域では、生涯学習機会の創出や活動の場の提供など、社会教育の向上に努めてきたが、住民の社会教育に対する期待やニーズはますます高まっている。

今後も、多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、それぞれの歴史・文化や地域特性等を生かした生涯学習事業の推進が必要となっている。また、老朽化した社会教育施設の整備、改修などの環境整備も必要となっている。

ウ コミュニティ活動・スポーツ振興

3地域では、これまでも地域資源を活用した様々なスポーツイベントやコミュニティ活動、生涯学習事業としてスポーツ教室の開催などのスポーツ振興が図られてきた。

今後は、地域の枠を越えた交流機会の拡充や住民の自主活動の場の提供、コミュニティ活動やスポーツの振興が重要な要素となることから、その活動に資する地域集会施設や体育施設等の有効利用及び関連施設の整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

- ・ 小・中学校校舎および関連施設の計画的な整備
- ・ 教職員住宅の整備
- ・ スクールバスの整備

イ 社会教育

- ・ 社会教育施設等の整備・充実および利用促進
- ・ 地域の特性を生かした生涯学習の振興
- ・ 芸術文化の振興
- ・ 地域社会教育指導者の育成
- ・ 各種団体組織との連携・育成強化

ウ コミュニティ活動・スポーツ振興

- ・ 地域コミュニティ拠点施設の整備
- ・ 体育施設の整備
- ・ 各種スポーツ振興事業の推進

(3) 計画

自立促進施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連 施設			
	校舎	学校改築事業（留辺薬小）	市	留辺薬
		学校耐震改修事業（常呂小、常呂中、温根湯小）	市	常呂 留辺薬
		学校改修事業（常呂小、温根湯中）	市	常呂 留辺薬
	屋内運動場	学校改築事業（留辺薬小）	市	留辺薬
		学校耐震改修事業（常呂中）	市	常呂
	屋外運動場	学校改築事業（留辺薬小）	市	留辺薬
	水泳プール	学校改築事業（留辺薬小）	市	留辺薬
	スクールバス・ ボート	スクールバス整備事業	市	端野 留辺薬
	給食施設	学校給食センター整備事業	市	留辺薬
		給食配送車整備事業	市	留辺薬
	(3)集会施設、体育 施設等			
	公民館	端野町公民館施設整備事業	市	端野
		留辺薬町公民館施設整備事業	市	留辺薬
	集会施設	地域生活センター施設整備事業	市	端野
		常呂町多目的研修センター施設整備事業	市	常呂
	日吉会館整備事業	市	常呂	

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
	体育施設	旭コミュニティセンター整備事業	市	留辺蘂	
		住民センター整備事業	市	留辺蘂	
		地域会館等整備事業	民間	常 呂	
		端野町農業者トレーニングセンター整備事業	市	端 野	
		常呂町スポーツセンター整備事業 耐震診断、耐震改修、多目的トイレ設置工事等	市	常 呂	
		常呂町野球場整備事業 フェンスラバー設置工事	市	常 呂	
		常呂町健康温水プール整備事業 ボイラー更新	市	常 呂	
		温根湯温泉スポーツセンター整備事業 照明設備・人工芝改修	市	留辺蘂	
		留辺蘂町体育館施設整備事業 耐震診断・現況調査、耐震化に係る改築工事等	市	留辺蘂	
		旭運動公園多目的グラウンド整備事業	市	留辺蘂	
		旭運動公園野球場整備事業 バックスクリーン、得点版改修	市	留辺蘂	
		図書館	端野図書館改築事業	市	端 野
			移動図書館車更新事業	市	留辺蘂
		(4) 過疎地域自立 促進特別事業	スクールバス運行事業 遠距離通学生の負担軽減を図るとともに、安全安心 に通学できる環境を整備する	市	3 地域

自立促進施策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
		高齢者大学活動事業 高齢者の学習機会や活動範囲を拡充し生涯学習の 推進を図る	市	3 地域
		スポーツ推進活性化事業 地域の特色あるスポーツ大会などを開催しスポーツ の推進と地域の活性化を図る	民間	3 地域
		芸術文化振興事業 芸術・文化などの鑑賞・発表の機会の充実を図る	市	3 地域
		教育振興事業 高校などへの遠距離通学等の負担軽減を図るための 通学支援等を行うとともに、語学力向上英語指導助手 等を配置し語学力向上などの教育振興を推進する	市	3 地域
		幼稚園教材費等補助事業 園児保護者の負担軽減及び地域幼稚園の安定した 運営を図る	市	端 野 留辺蘂

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

・端野地域

本地域は、屯田兵によって拓かれた地域であり、ゆかりの建物（屯田第四大隊第一中隊本部被服糧秣庫）が保存され、歴史民俗資料館では開拓の先人（肖像画）に会うことができる。その他、幹周日本一の大カシワや植生的に貴重なカタクリ群落などもあることから、その保護が課題となっている。長い歴史の中で培われ、継承されてきた有形・無形の伝統や文化は、地域文化の向上、発展の基礎となるもので、これらの保存に努め、次代に引き継ぐ必要がある。これまでも資料館を中心に歴史的資料の収集、展示、管理を行っているが、今後も引き続き充実を図っていく必要がある。

また、郷土芸能としての「豊穰太鼓」や「豊実神楽」は本地域固有の文化であり、その保存、伝承が課題となり、まちづくりを担う次世代の人材の育成等からも、文化活動に参加する機会を拡充し、青少年の文化活動に対する支援等、地域の歴史や文化を支援する環境整備が求められている。

・常呂地域

本地域には、北海道遺産にも認定された国指定史跡「常呂遺跡」をはじめとして、多くの遺跡がある。これは、規模的にも内容的にも他に類がなく、学術的にも内外から高く評価されている。

これを貴重な文化遺産として、伝承・保存していくには、保護意識の啓蒙普及や観光資源やまちづくりの素材としての利用など、別な視点からの活用等を検討していく必要がある。

また、住民のライフスタイルや価値観の多様化により、文化行政への関心が高まっている。しかしながら、地域ではハード・ソフトの両面から文化活動への参加や芸術文化に接する機会が制限されている。まちづくりを担う次世代の人材の育成等からも、活動への参加や芸術鑑賞の機会の拡充など支援体制の検討が必要である。

・留辺蘂地域

本地域は、北海道指定天然記念物「温根湯エゾムラサキツツジ群落」や歴史的建造物の「武華駅通」など貴重な文化財の保護・継承に努めてきており、今後も引き続き保全と活用を図っていく必要がある。

また、心の豊かさや芸術・文化を求める人たちが文化連盟を組織し活動しているが、会員の固定化や高齢化など組織運営に課題を持っているほか、活動の拠点である留辺蘂町公民館の施設設備等の充実など、活動を支援する環境整備が求められている。

(2) その対策

- ・ 縄文遺跡や史跡の復元整備、保存・活用
- ・ 埋蔵文化財や近代遺産の調査研究、保存・活用
- ・ 文化財の調査と保護条件の整備
- ・ 伝統芸能の発掘・調査と郷土芸能の創造活動の支援
- ・ 郷土の資源を生かした研究開発と創作活動への支援
- ・ 郷土の歴史、風土、伝統文化などの発掘と相互学習
- ・ 芸術・文化の地元指導者の発掘養成
- ・ 地域文化団体および各種サークル活動の推進
- ・ 地域文化祭等の各種芸術・文化振興事業の推進

(3) 計画

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 地域文化の 振興等	(1)地域文化 振興施設等 地域文化振興施設	史跡常呂遺跡整備事業 ところ遺跡の森再整備 トコロチャン跡遺跡群整備 端野町歴史民俗資料館整備事業 武華駅通保存整備事業 改修工事等	市 市 市	常 呂 端 野 留辺蘂

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施していく。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

・端野地域

本地域は、10集落で形成されており、常呂川流域の平野部分、その周りに広がる丘陵地帯に大きく分かれる。多くの集落は農業を基幹産業としており、人口減少と高齢化が進み、地域の担い手は不足している状況にある。

国道39号沿いの二区、三区地区はこれまでの企業誘致や定住分譲事業のなどの成果もあり人口は横ばいとなっている。

今後は、地域の実情に合った居住環境の整備を図りながら、道路や交通の利便性を生かし、企業誘致や定住対策など計画的な市街地形成を図る必要がある。

・常呂地域

本地域の集落は、市街地区、漁業地区、農業地区の3地区に大別される。基幹である市街地区は、人口の約半数が生活する中心地区で、学校施設、教育文化施設、医療施設等が集中整備されてきた。しかし、昭和58年の国道バイパスの開通を機に市街地区の拡大化・分散化が進行している。漁業地区は、市街地区に接する海浜地帯とサロマ湖東岸地域にあり、それぞれ漁港及び漁業関係施設、水産加工場などがあり、生産と密着した住職近接型集落を形成している。農業地区は、個々に点在する農家の集合体といえるが、各小学校、地区集会施設等を中心に小規模ながら集中化が図られている。

集落を結ぶ交通網等は整備がされていることから、今後は地域の実情にあった整備を図っていく必要がある。

・留辺蘂地域

本地域の集落は、留辺蘂地区、温根湯地区、大和地区、瑞穂地区の4地区に大別される。

平成22年国勢調査の人口と昭和60年同人口を比較すると、12,690人から7,449人と5,241人の減少となっており、減少傾向が続いている。この間、宅地分譲や持家住宅新築奨励補助制度など定住化対策を実施してきたが、人口減少は続いており、3地域の中でも人口減少率や高齢化率が最も高く、雇用や定住対策が課題となっている。

また、交通の面では、4集落は国道・道道で結ばれているが、これに通じる市道の舗装改良等の整備や地域の実情に合わせた交通手段の確保が求められている。

地域別集落数、総世帯数（H22国勢調査）

区 分	端野地域	常呂地域	留辺蘂地域
集落数	10	19	4
総世帯数	1,833	1,779	3,365

(2) その対策

- ・ 自然と調和した集落環境の保全
- ・ 防災対策の充実・強化
- ・ 治山・治水・海岸等の国土保全対策の促進
- ・ 定住化の促進と公共用地の有効利用

(3) 計画

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施していく。

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本市は、合併に伴い北海道で1番、全国でも4番目に広大な面積を有していることから、旧市町区域に自治区を設置し、地域自らの責任と選択に基づく住民参画と住民自治の推進、住民の意思が市政に反映され、住民と行政が密接に連携できる体制の構築及び地域の特性を生かした個性豊かな活力あるまちづくりに取り組んできた。

過疎地域である端野自治区、常呂自治区、留辺蘂自治区では、恵まれた自然環境を生かした第一次産業を中心として発展してきており、国内でも有数の食料基地として、まちづくりの根幹をなす主要施策として進めてきた。

しかしながら、少子高齢化や人口減少により地域活力が低下しており、地域の特色を生かした地域づくり活動や住みよい魅力ある地域づくり活動など、地域の自立促進と活性化へ向けた活動への支援が求められている。

地域住民や様々な団体と連携・協力し、地域課題などの解決を図り、住民が愛着のある地に安心して住み続けられることができる地域づくりが必要である。

(2) その対策

- ・ 地域の特性を生かしたまちづくり活動の推進
- ・ 各種活動団体や人材の育成・支援
- ・ 地域が持つ自然資源を活用した地域イベントの開催

(3) 計画

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 その他地域の自立促進に 関し必要な事項	(1) 過疎地域自立 促進特別事業	まちづくりパワー支援補助事業 市民が自ら考え、自ら実践する自主、自立性に基づく まちづくり活動を推進する	市	3地域
		まちづくり協議会事業 地域の様々な課題等を協議するなど地域自らの責任と 選択に基づき個性豊かなまちづくりを推進する	市	3地域
		住民自治推進交付金事業 地域の主体的な公益活動を推進するため住民自らが 取り組む自治意識の醸成を図り住民自治を推進する	民間	3地域
		自治会連絡協議会事業 地域コミュニティの確立や安全安心のまちづくりを 支援し活動の充実を図る	民間	3地域
		地域づくり推進事業 地域の特色を生かした様々なまちづくり活動を支援し 地域の活性化を図る	市	3地域

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

本計画では、公共施設マネジメント基本計画及び同計画の考えに基づき策定する各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施していく。